

水道工事積算基準及び標準歩掛表正誤表

平成 29 年 9 月 21 日

備考	正	誤
<p>説明文の追加</p>	<p>2-2 労務費 2-2-1 所要人員 員数は原則として標準歩掛によるものとする。ただし、施工歩掛の無い工種については、工事費見積書を徴するものとし、この場合の取扱いは、次のとおりとする (1) 見積書には、員数、単価及び金額を明記させるものとする。 (2) 見積書の査定率は 100%とする。 (3) 見積書の員数を施工歩掛として採用し、労務単価は当局単価を採用する。 ただし、工事の規模、工種、施工箇所、施工条件、発注時期などを考慮して、適正な歩掛であるかを検討する。</p> <p>2-2-2 労務単価 設計書に計上する労務単価は「土木工事資材等単価表(神奈川県県土整備局)」の一般労務単価による。 なお、これらの労務単価は昼間実働8時間に対するものである。</p> <p>2-2-3 夜間工事の労務単価 通常勤務すべき時間帯(8時から17時)を超えて作業を計画する場合は、「土木工事標準積算基準書(神奈川県県土整備局)」により積算する。 なお、水道工事における夜間工事は、20時から6時までとする。(労務単価基準額に1.5を乗ずる。)</p> <p>2-2-4 労務単価の補正 夜間及び時間的制約等により補正を行う場合は、算出された設計労務単価額を円止めとし、円未満は切り捨てとする。</p>	<p>2-2 労務費 2-2-1 所要人員 員数は原則として標準歩掛によるものとする。ただし、施工歩掛の無い工種については、工事費見積書を徴するものとし、この場合の取扱いは、次のとおりとする (4) 見積書には、員数、単価及び金額を明記させるものとする。 (5) 見積書の査定率は 100%とする。 (6) 見積書の員数を施工歩掛として採用し、労務単価は当局単価を採用する。 ただし、工事の規模、工種、施工箇所、施工条件、発注時期などを考慮して、適正な歩掛であるかを検討する。</p> <p>2-2-2 労務単価 設計書に計上する労務単価は「土木工事資材等単価表(神奈川県県土整備局)」の一般労務単価による。 なお、これらの労務単価は昼間実働8時間に対するものである。</p> <p>2-2-3 夜間工事の労務単価 通常勤務すべき時間帯(8時から17時)を超えて作業を計画する場合は、「土木工事標準積算基準書(神奈川県県土整備局)」により積算する。 なお、水道工事における夜間工事は、20時から6時までとする。(労務単価基準額に1.5を乗ずる。)</p>